

令和5年10月

第5回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 中田 裕子

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和5年10月25日 供覧の上、公開して よいか伺います。		合議				
		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	事務局主事

第5回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第7号

下記について付議するため、10月25日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第5回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第2号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第3号議案	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
7番 中山 憲治	8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之
書記 村田 智史

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、6番 中田 裕子委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明した後、報告事項7について、次のように説明した。

事務局 「報告事項7、農地利用最適化推進委員の能率報酬について、ご説明いたします。

本件は、農地の管理に苦慮していた土地所有者と経営規模拡大のために農地を探していた借受人を農地利用最適化推進委員である船津推進委員が仲介して、賃貸借契約に至ったものです。

経過といたしましては、令和5年1月に農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、農業委員の皆さまにご審議いただいた後、令和5年2月に5年間の賃貸借契約を締結し、農地の土づくりに取り組み始めました。

農地の状況につきましては、本日配布いたしました補足資料の写真のとおり、令和5年4月に圃場の整備及びビニールハウスが設置され、その後、計画通りにさつまいもの栽培が行われ、現在に至っております。

借受人は非常に熱心に意欲的に耕作を行っていることから、今後耕作が継続するものと判断できます。

このことから、川口市農地利用最適化推進委員の勤務条件に関する要綱第7条第3項に規定する「過去1年以上の間、不作付になっている農地について、推進委員の助言等により3年以上継続を見込まれる耕作が開始された」と認め、本件の主たる担当推進委員である船津推進委員に能率報酬5万円を支給いたしますことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。」

- (3) 議長は、農地利用最適化推進委員に補足説明を求めた。

- (4) 農地利用最適化推進委員は、次のように述べた。

船津推進委員 「令和4年12月に戸塚地区で田をやられていたかたから、高齢のため農地の管理に苦慮しているとの相談が寄せられたことから、何度かにわたりヒアリングを行ってきました。

その一方で、さいたま市で新規就農を果たし、意欲的に農業を行っている女性から経営規模の拡大を図りたいと相談されていたため、両者を引き合わせたところ、令和5年2月から5年間の利用権の設定につなげることができました。

借受人は、さいたま市の農地と川口市の農地を合わせると耕作面積が5反弱になり、さらに、川口市の農地は田を畑に転換するということでしたので、だいぶ大変なことかと思いましたが、現在、当初の計画通りサツマイモの栽培・出荷をしており、週末にはイベント等に参加して、焼き芋の販売をしているとのことでした。

品目は、紅はるか、シルクスweet、紅あずまをメインに栽培し、農薬や化学肥料を一切使用しない農法で、新鮮で安全なさつまいもを多くの人に届けられるよう取り組んでおられます。

10月18日に現地を確認した際には、本日配布されました写真資料のとおり、意欲的に耕作がなされ、今後も耕作が継続されるものと判断しております。

日頃から、荒廃した農地を少しでも減少できればと活動しておりますが、なかなか本件のようにマッチングに至るケースは少なく、訪問してもお話を聞いていただけないようなかたもいらっしゃると思いますが、今後も農地の有効利用がなされるよう頑張って活動していきたいと思っております。」

議長 「農業をやめたいというかたから新たに農業を始めたいというかたにバトンタッチできたというのは、農地が減少傾向にある中、非常に望ましい案件であると思っております。

ぜひ、委員の皆さまも本件のように橋渡しができそうな案件がありましたら、積極的に関わってもらえればと思います。」

- (5) 報告事項1から報告事項7について、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第1号議案No.1を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、花木や野菜を栽培し兼業農家を営む、新堀のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、新郷東小学校から南西に300mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した1筆、865.00㎡でございます。

申請人は、29歳の頃から20年以上農作業に従事しており、ウメ等の花木やダイコン、トマト、ナス等の野菜を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、夫の300日、長男の150日、長女の100日と併せて世帯で、延べ850日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「10月13日に事務局職員とともに現地調査をして参りました。ただいまの事務局から説明のとおりでございますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第1号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定した。

6) 議長は第1号議案No.2を上程し、説明を求めた。

7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、花木や野菜を栽培し兼業農家を営む、東川口5丁目のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、戸塚北小学校から東に300mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した1筆、553.00㎡でございます。

申請人は、18歳の頃から50年以上農作業に従事しており、モモ、カキ等の花木やトマト、ナス等の野菜を栽培しております。

現在の年間従事日数は200日で、妻の50日、子の50日と併せて世帯で、延べ300日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「10月12日に事務局職員とともに現地調査をして参りました。

申請地は住宅地のど真ん中にあり、路線価評価が高い土地で、色々な用途で利用できる中、農地の利用を選択していただいたことは、農業委員としてはいいことだと思っておりますが、高額な納税を猶予するというメリットがある一方、リスクも大きいものでありますので、その辺りも説明し、ご理解した上で判断されました。

申請人は、野菜を自動販売機で販売する方法をとっており、宅地に隣接する農地であるので、近隣の仲間と助け合いながら経営されているとおっしゃっていました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

10) 議長は第1号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、野菜を栽培し兼業農家を営む、東内野のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、木曾呂小学校から北西に 800mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した 4 筆、1,433.00 m²でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間 200 日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和 4 年 4 月 29 日に 85 歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む 4,394.00 m²の農地を耕作しており、買取事由発生人、母、申請人、妻の 4 人で、ネギ、ジャガイモ等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員及びみどり課職員と現地調査をして参りました。ただいまの事務局の説明とおりでございますので、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 5) 議長は第 2 号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(4) 第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 1) 議長は第 3 号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、差間 3 丁目のかたから、東川口 2 丁目のかたへの利用権の設定で、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、川口自然公園から北西に 300mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、1 筆、273 m²でございます。

貸付人は、農地の管理に苦慮していたため、農地利用最適化推進委員に相談のうえ、川口市農地情報登録制度を利用し、耕作希望者を探していたところ、新規就農のために農地を探していた借受人と期間 3 年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、川口市より農用地利用集積計画案の審議依頼がございましたので、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の経歴でございますが、運送業の会社経営を行っており、その業務の繋がりで 2 年ほど前から山梨県北杜市の人手不足で困っていた個人農家で作業の手伝いをするようになりました。じゃがいも、落花生、しいたけの栽培を学び、現在、5,000 m²ほどの農地の栽培・管理を任されており、最近ではマルシェを開催し、栽培した農作物の直売も開始しました。

次に、借受人の農業従事状況といたしましては、北杜市の農園において、年間 40 日程度従事しており、利用権の設定後は、借受人が 1 人で年間 180 日程度従事することを見込んでおります。

耕作状況は、新規就農であり現在、農地を所有しておりませんが、北杜市の農家を手伝っており、約 5,000 m²の農地管理及び栽培の実績がございます。利用権設定後は申請地の整地後、年間 700 kg 程度、じゃがいも、落花生等の野菜を栽培し、市内でマルシェを開催し直売をしていくとのことでございます。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は本市の基本構想に沿った計画であり、農業経営基盤強化促進法の経過措置に伴う第 18 条第 3 項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「10 月 12 日に事務局職員とともに現地調査をして参りました。

申請者は本業の運送業を行いながら、副業としての農業を始めたいということであり、今後、経営規模の拡大も視野に入れているとのことでございます。

また、経営には同じく運送業を営む協力者が複数名おり、グループ経営のような形で行っていきたいとおっしゃって参りました。

副業としての農業及び個人ではなくグループで経営するという経営方針は、今後の新しい

農業の形の一つではないかなと感じており、大変よい事例ではないかと思います。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

9 閉会

午前10時55分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第5回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和5年10月25日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩